

## 北海道と市町村は滞納者に対し共同で催告書を発付します

北海道と市町村は、個人住民税の収入確保を図るため、全道統一的な滞納整理の取り組みとして、個人住民税を滞納している方に共同で催告書を発付します。

**個人住民税を滞納している方は速やかに納税してください。**

【道税に関すること】 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課 電話：(0162)33-2519

【町税に関すること】 幌延町役場 住民生活課税務住民係 電話：5-1112

## 自賠責保険・自賠責共済のご案内

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和5年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク等1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

### 未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車（電動キックボード・モペット）を含むすべての自動車に加入が義務づけられています！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）の、未加入、未更新にご注意を！！

自賠責制度の詳しい内容は、

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/> でご覧になれます。